

○勝山市公害防止条例
平成16年3月23日
条例第24号

目次

第1章	総則(第1条—第5条)
第2章	公害防止に関する施策(第6条—第12条)
第3章	公害発生源の規制
第1節	特定工場(第13条—第33条)
第2節	家畜飼養施設(第34条—第43条)
第3節	し尿浄化施設(第44条—第51条)
第4節	環境を阻害するその他の行為(第52条—第56条)
第4章	雑則(第57条—第63条)
第5章	罰則(第64条—第69条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭により、人の健康又は自然環境及び生活環境に被害が生ずることをいう。
- (2) 自然環境 清らかな水と豊かな緑と新鮮な空気を維持確保するための環境をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4) 環境保全 公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保し、人と自然の調和のある住みよい豊かな環境を創造し、かつ、保全することをいう。
- (5) 記念物 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの並びに動植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもので、その周辺の環境と一帯をなして良好な自然環境及び生活環境を形成しているものをいう。
- (6) 特定工場 ばい煙、粉じん、汚水(地下に浸透させる場合を含む。)、騒音、悪臭等を発生し、排出し、又は飛散させるおそれのある工場及び事業場で規則に定めるものをいう。
- (7) 事業者 特定工場若しくは家畜飼養施設を設置している者又は設置しようとしているものをいう。
- (8) 家畜 牛、馬、豚、ダチョウ、めん羊、山羊、鶏、合鴨及びアヒル等で主として採卵、採乳、食肉を目的とした愛玩動物以外の動物をいう。
- (9) ばい煙 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。
- (10) 粉じん 大気汚染防止法第2条第8項に規定する粉じんをいう。
- (11) 規制基準 事業活動その他の活動を行うものが遵守すべきばい煙、粉じん、汚水(地下に浸透させる場合を含む。)、騒音、悪臭等の発生に係る許容限度又はその他の規制事項で規則に定めるものをいう。
- (12) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (13) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所をいう。
- (14) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
- (15) 病院等 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- (16) 図書館 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館をいう。
- (17) 特別養護老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームをいう。
- (18) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて公害の防止に努め、かつ、良好な自然環境及び生活環境を保全し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、市その他の行政機関が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力するとともに、自らも公害を発生させることのないよう、公害の防止に関する意識を高め、健康で安全かつ快適な生活環境の保全に寄与する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他行政機関が実施する公害防止又は環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、公害の発生を未然に防止するため、自己の施設を適正に管理するとともに、公害の発生原因となるもの及びその発生状況を常時監視しなければならない。

3 事業者は、従業員に対し、公害の防止に関する必要な教育及び訓練を計画的に実施し、公害の防止に対する積極的な意欲の高揚を図り、公害防止のための指示等が速やかに従業員に徹底するよう努めなければならない。

4 事業者は、常に公害の防止に必要な技術の研究及び開発に努めなければならない。

5 事業者は、その事業活動に伴って公害に係る紛争が生じた場合においては、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第2章 公害防止に関する施策

(地域開発等における公害防止の配慮)

第6条 市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮しなければならない。

2 市長は、良好な生活環境を確保するため、土地計画整理事業及び道路、公園、緑地、都市下水路、公共下水道等、都市施設整備事業の推進を図るとともに、その適切な運営管理に努めなければならない。

3 市長は、宅地造成事業等の開発行為が計画され、又は特定工場が立地を予定する場合は、環境保全のための必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

4 市長は、自然環境を保全する必要があると認められる地域について、当該環境が破壊され、又は破壊されるおそれがあると認められる場合は、速やかに国、県に対し規制その他の措置を要請するとともに、必要に応じ、自ら必要な措置を講じて保全に努めなければならない。

5 市長は、記念物の保護について必要があると認められる場合は、前項に準じて措置しなければならない。

6 市長は、水路、河川の清浄化に努めなければならない。

(監視及び測定)

第7条 市長は、公害の発生状況及び環境の汚染状況を把握し、公害防止のための措置を適正に実施するため、必要な監視及び測定を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による監視及び測定の結果が明らかになった公害の発生状況及び環境の汚染状況を必要に応じて市民に公表するものとする。

3 市長は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があると認めるときは、必要に応じ、その者を明らかにしなければならない。

(調査の実施及び研究の推進)

第8条 市長は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施し、及び研究を推進しなければならない。

(公害苦情等の処理)

第9条 市長は、公害に関する苦情、陳情等があったときは、実情を調査し、迅速かつ適正な処理を行わなければならない。

(知識の普及等)

第10条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

(中小企業者に対する援助)

第11条 市長は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者が公害防止のために行う特定工場の移転又は施設の設置若しくは改善について、必要な助言及び資金援助を行うよう努めなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第12条 市長は、公害の防止を図るため、広域的な公害の発生原因、発生状況等の監視、調査、研究、対策等について必要と認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応じなければならない。

第3章 公害発生源の規制

第1節 特定工場

(規制基準の遵守等)

第13条 特定工場を設置している者は、当該特定工場から規則で定める規制基準(規則に規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度をいう。以下同じ。)を超えるばい煙、粉じん、汚水(地下に浸透させる場合を含む。)、騒音、悪臭等を発生させ、排出させ、又は飛散させてはならない。

2 市長は、前項の規制基準を定めるに当たっては、勝山市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(燃料基準の遵守等)

第14条 特定工場を設置している者は、いおう酸化物による大気の汚染を防止するため、規則で定める燃料基準(燃料中における「いおうの含有率」をいう。以下同じ。)に適合する燃料を使用しなければならない。ただし、燃料を使用する者が、燃料基準に適合する燃料を取得することが困難な場合で、特に市長がやむをえないと認めるときは、この限りでない。

(位置の制限)

第15条 特定工場を設置しようとする者は、保育所、学校、病院等、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園(建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第11項又は第12項ただし書の規定により、特定行政庁が許可した学校及び病院等を除く。以下同じ。)の敷地の周囲100メートルの区域内において特定工場を設置してはならない。ただし、保育所、学校、病院等、図書館、特別養護老人ホーム若しくは幼保連携型認定こども園が特定工場の設置後に設置されたとき、保育所若しくは幼保連携型認定こども園が特定工場に併設するものであるとき、又は周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(緩衝地域の設置)

第16条 特定工場(敷地面積が9,000平方メートル以下で、建築面積が3,000平方メートル以下の特定工場を除く。)を設置又は増改築しようとする者は、騒音、振動又は悪臭等の公害を予防するため、規則で定めるところにより緑地帯等の緩衝地域を設置しなければならない。

(水量測定器の設置)

第17条 特定工場を設置している者で、当該特定工場の事業の用に供するため、規則で定める一定量以上の地下水を採取しているものは、水量測定器を取り付けなければならない。

2 前項の規定により水量測定器を取り付けた者は、規則で定めるところにより地下水の採取量を記録し、市長に報告しなければならない。

(集じん装置の設置)

第18条 特定工場を設置している者で、ばい煙を発生する施設を有しているものは、規則で定めるところにより集じん装置を設置しなければならない。

(屋外作業の制限)

第19条 特定工場においては、作業の性質上やむをえない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させ、又は飛散させる作業をしてはならない。

(特定工場の設置の届出)

第20条 特定工場を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出の受理に当たっては、環境保全及び紛争防止のため必要な限度において、条件を附することができる。

(特定工場の変更の届出)

第21条 前条第1項の規定による届出をした特定工場で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第2項の規定は前項の届出について準用する。

(完成届)

第22条 前2条の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定工場の設置又は変更の工事が完成したときは、その日から15日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告及び計画変更命令)

第23条 市長は、前3条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が特定工場に係る規制基準及び届出に係る条件に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、届出に係る計画の変更若しくは廃止、又は当該特定工場の構造の変更について勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前2項の勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第24条 第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定工場を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(公害防止担当者の選任等)

第25条 規則で定める規模以上の特定工場を設置している者は、当該特定工場における公害防止に関する業務を総括する公害防止担当者を選任し、作業の方法、施設の維持等について監督を行わせ、当該特定工場から公害を発生させないようにしなければならない。

(産業廃棄物の処理)

第26条 特定工場を設置している者は、自らの責任において産業廃棄物を化学的方法、その他の方法により無害化し、若しくは安全化し、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律若しくは勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年勝山市条例第13号)の規定に基づく処理を行うことにより、人の健康又は生活環境に障害を及ぼさないようにしなければならない。

(ばい煙等の減少計画)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、特定工場を設置している者に対し、規則で定めるところにより、ばい煙、粉じん、汚水(地下に浸透させる場合を含む。)、騒音、悪臭等の減少のための措置に関する計画の提出

を求めることができる。

(事故発生時の措置)

第28条 特定工場を設置している者は、事故により当該特定工場からばい煙、粉じん、汚水(地下に浸透させる場合を含む。)、騒音、悪臭等を発生させ、若しくは飛散させ、又は、その他の事情により人の健康又は生活環境に支障を及ぼしたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに規則で定めるところにより市長に届け出て、速やかに事故の復旧に努めなければならない。

(再発防止計画)

第29条 前条の規定による届出をした者は、当該事故の発生の日から30日以内に、再発防止のための措置に関する計画を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第30条 第20条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定工場を廃止したときは、その日から30日以内に規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(継承)

第31条 第20条第1項の規定による届出をした者から当該認可又は届出に係る特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を継承する。

2 第20条第1項の規定による届出をした者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を継承する。

3 前2項の規定により、第20条第1項の規定による届出をした者の地位を継承した者は、その日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第32条 市長は、特定工場がこの条例の規定に違反している場合のほか、危険物又は有害物質を発生若しくは流出させ、人の健康又は生活環境に障害を及ぼしていると認めるときは、期限を定めて当該特定工場におけるばい煙、粉じん、汚水(地下に浸透させる場合を含む。)、騒音、悪臭等の防止の方法、建物又は施設の構造若しくは配置、燃料の質等の改善その他公害防止に必要な措置を勧告することができる。

(改善及び停止命令)

第33条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、当該特定工場における作業の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、第20条又は第21条に規定する届出をしないで特定工場を設置している者又は前項の規定による命令に従わない者に対し、当該特定工場の移転又は操業の停止を命ずることができる。

第2節 家畜飼養施設

(規制基準の遵守等)

第34条 市域内において、家畜を飼養する施設(以下「家畜飼養施設」という。)を設置している者は、当該家畜飼養施設から規則で定める規制基準(規則に規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度をいう。以下同じ。)を超える粉じん、汚水、騒音、悪臭を発生させ、排出させ、又は飛散させてはならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規制基準を定める場合に準用する。

(位置の制限の準用)

第35条 第15条の規定は、家畜飼養施設を設置しようとする者について準用する。この場合において、「特定工場」とあるのは「家畜飼養施設」と読み替えるものとする。

(家畜飼養施設の設置の届出)

第36条 家畜飼養施設を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出の受理に当たっては、環境保全及び紛争防止のため必要な限度において、条件を附することができる。

(家畜飼養施設の変更の届出)

第37条 前条第1項の規定による届出をした家畜飼養施設で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(完成届)

第38条 前2条の規定による届出をした者は、当該届出に係る家畜飼養施設の設置又は変更の工事が完成したときは、その日から15日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告及び計画変更命令)

第39条 市長は、前3条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が家畜飼養施設に係る規制基準及び届出に係る条件に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、届出に係る計画の変更若しくは廃止、又は当該特定工場の構造の変更について勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前2項の勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第40条 第36条第1項又は第37条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る家畜飼養施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第36条第1項又は第37条第1項の規定による届出の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(廃止届及び継承の準用)

第41条 第30条の規定は、第36条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第30条中「当該届出に係る特定工場」とあるのは「当該届出に係る家畜飼養施設」と読み替えるものとする。

2 第31条の規定は、第36条第1項の規定による届出をした者から、当該届出に係る家畜飼養施設を譲り受け、又は借り受け、若しくは相続又は合併があった者について準用する。

(改善勧告)

第42条 市長は、家畜飼養施設がこの条例の規定に違反している場合のほか、危険物又は有害物質を発生若しくは流出させ、人の健康又は生活環境に障害を及ぼしていると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該家畜飼養施設の構造若しくは使用の方法、又は汚水若しくは悪臭の処理の方法の改善その他公害防止に必要な措置を勧告することができる。

(改善及び停止命令)

第43条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、当該家畜飼養施設における作業の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、第36条第1項又は第37条第1項に規定する届出をしないで家畜飼養施設を設置している者又は前項の規定による命令に従わない者に対し、当該家畜飼養施設の移転又は操業の停止を命ずることができる。

第3節 し尿浄化施設

(規制基準の遵守等)

第44条 し尿浄化施設(建築基準法第31条第2項に定めるし尿浄化槽をいう。以下同じ。)を設置している者は、当該し尿浄化施設から規則で定める規制基準を超える汚水又は悪臭を排出させ、又は発生させてはならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規制基準を定める場合について準用する。

(し尿浄化施設の設置の届出)

第45条 し尿浄化施設を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(し尿浄化施設の変更の届出)

第46条 前条の規定による届出をしたし尿浄化施設で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該変更事項を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第47条 前2条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から21日を経過した後でなければ、当該届出に係るし尿浄化施設を設置し、又は当該届出に係る事項を変更してはならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前2条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、同条に規定する期間を短縮することができる。

(位置及び放流先の制限)

第48条 し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(計画変更勧告)

第49条 市長は、第45条又は第46条の規定による届出があった場合において、当該届出に係るし尿浄化施設が次の各号の一に該当するおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から21日(第47条の規定により同条第1項の期間を短縮したときはその期間)以内に、当該届出に係るし尿浄化施設の設置又は変更に関する計画の変更又は廃止を勧告することができる。

(1) 放流水が第44条第1項に定める規制基準を超えるとき。

(2) し尿浄化施設の位置又は放流先が前条の規定に違反しているとき。

(廃止届及び継承の準用)

第50条 第30条の規定は、第45条又は第46条の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第30条中「当該届出に係る特定工場」とあるのは「当該届出に係るし尿浄化施設」と読み替えるものとする。

2 第31条の規定は、第45条又は第46条の規定による届出をした者から、当該届出に係るし尿浄化施設を譲り受け、又は借り受け、若しくは相続又は合併があった者について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第51条 市長は、し尿浄化施設が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該し尿浄化施設を設置している者に対し、期限を定めて、当該浄化施設の位置、放流される汚水の防止の方法若しくは放流先の改善等を勧告する

ことができる。

(1) 放流水が第44条第1項に定める規制基準を超えているとき。

(2) し尿浄化施設の位置又は放流水の放流先が第48条の規定に違反しているとき。

2 市長は、第49条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないでし尿浄化施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該し尿浄化施設の位置、放流される汚水の防止の方法、若しくは放流先の変更等を命ずることができる。

第4節 環境を阻害するその他の行為

(自動車の効率的な使用等)

第52条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)を所有する者及び運転する者は、適正な整備、運転に努め、みだりに騒音を発し、及び大気を汚染してはならない。

2 事業の用に供するために自動車を使用する者は、輸送効率の向上等により、自動車の走行量を抑制するように努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、自動車を使用する者は、日常生活その他の活動において、公共の交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するように努めなければならない。

(拡声器の使用制限)

第53条 何人も、地域の静穏を保持するため、規則で定める場合を除き商業宣伝を目的として拡声器を使用してはならない。

2 何人も、規則で定める場合を除き、航空機から機外に向けて商業宣伝を目的として拡声器を使用してはならない。

(夜間の静穏の保持)

第54条 何人も、夜間(午後8時から翌日の午前6時までの時間をいう。)においては、道路その他公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。ただし、祭礼その他、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(生活環境に影響を与える焼却の禁止)

第55条 何人も、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準に基づく廃棄物の焼却であっても、著しいばい煙、有毒ガス若しくは悪臭等を発生させ、人の健康又は周辺的生活環境に影響を与える焼却をしてはならない。

(停止命令等)

第56条 市長は、第52条から前条までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し当該違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第4章 雑則

(規制基準の定めのない公害の措置)

第57条 市長は、規制基準の定めがないなどにより、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害が発生させ、又は発生させるおそれのある者に対し、公害を防止するため必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(紛争の処理)

第58条 公害に係る紛争が生じ、その解決が容易でないときは当該紛争の当事者は、市長に紛争の調整を申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てを処理するため、勝山市公害紛争調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

3 調整委員会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(立入り検査等)

第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定工場、家畜飼養施設その他の場所に立ち入り、関係帳簿書類、機械設備、その他の物件を調査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入り検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公害防止協定)

第60条 市長は、公害の発生を未然に防止するため必要と認めるときは、当該事業者と公害防止に関する協定(以下「公害防止協定」という。)を締結しなければならない。

2 事業者は、市長から公害防止協定の締結について申入れを受けたときは、これに応じなければならない。また、公害防止協定を締結したときは、当該協定事項を確実に遵守、履行しなければならない。

(報告の徴収)

第61条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、環境を破壊するおそれのある者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(違反者の公表)

第62条 市長は、この条例の規定に違反して著しく公害が発生させている者又はこの条例の規定による勧告、命令に従わない者があると認めるときは、その者を公表することができる。

(規則への委任)

第63条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第64条 第23条第2項、第33条第1項、同条第2項又は同条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第65条 次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条、第21条若しくは第22条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第39条第2項、第43条第1項、同条第2項又は同条第3項の規定による命令に違反した者

第66条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第1項の規定に違反して、特定工場の設置又は変更を開始した者
- (2) 第36条、第37条若しくは第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第51条第2項の命令に違反した者
- (4) 第59条第1項の規定による立入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第67条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第1項の規定による計画の提出に応じない者
- (2) 第40条第1項の規定に違反して、家畜飼養施設の設置又は変更を開始した者
- (3) 第28条、第29条第2項、第45条若しくは第46条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第68条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 第17条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第30条、第31条第3項、第41条第1項、同条第2項、第50条第1項若しくは同条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第47条の規定に違反して、し尿浄化施設の設置又は変更を開始した者
- (4) 第56条の命令に従わない者

第69条 法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第64条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金又は過料を科する。

附則

(施行の期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(勝山市環境保全条例の廃止)

2 勝山市環境保全条例(昭和48年条例第22号)は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に、廃止前の勝山市環境保全条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附則(平成19年3月29日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成27年10月1日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の勝山市公害防止条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の勝山市公害防止条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。